

○財務省告示第三百七十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成十四年九月二十日に発行した割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 塩川正十郎

二 発行の根拠
法律及びその条項
十九年法律第六号（第五条第一項）
国債整理基金特別会計法（明治三

四 募入決定の方法
五 発行競争額を順次割り高いたる理由
六 口イ発行競争額を順次割り高い
払込金額で八百九十七億円を申込みの応募額を案分により高いたる理由
円額面金額で九十九億六千七百万を申込みの応募額を案分により高いたる理由

十四 年 九 月 二 十 日	十三	十二	十一	十	十	九	八	七	六
支 付 期 日	入 札 參 加	場 所	元 金 支 払	償 還 期 限	償 札 發 行	非 競 爭 入	價 格 競 争	發 行 價	額 類 別 の
平成十四年九月二十日	財務大臣から通知を受けた者	取扱店並びに取扱郵便局	国債代理店及び国債元利金支払	日本銀行の本店、つき百円	額面金額百円につき百円	額面金額百円につき百円	額面金額百円につき百円	額面金額百円につき百円	円五百萬円、三百万円、千萬円及び一億円
平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十六年九月二十日	平成十五年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	円八百九十三億九千二百八十三万
平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十六年九月二十日	平成十五年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	円十九億三千三百十一萬二千二
平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十六年九月二十日	平成十五年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	円五百萬円、十万円、五十萬円、百万円及び一億円
平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十六年九月二十日	平成十五年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	円五百萬円、三百万円、千萬円及び一億円
平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十六年九月二十日	平成十五年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	平成十四年九月二十日	円五百萬円、三百万円、千萬円及び一億円